

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱

令和元年 7 月 1 日

告示第 1 3 3 号

改正 令和 3 年 3 月 3 1 日 告示第 6 6 号

令和 6 年 3 月 2 9 日 告示第 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止するため、避難路沿道等の危険性の高いブロック塀等について、除却又は耐震改修工事等を行う者に対して、予算の範囲内において甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、甲州市補助金等交付規則（平成 1 7 年甲州市規則第 4 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀をいう。
- (2) 重要路線 県及び市の地域防災計画に記載された第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路（この条において「緊急輸送道路等」という。）又は緊急輸送道路等から指定避難所まで至る道路で市が指定した道路をいう。
- (3) 一般路線 市が地域防災計画又は耐震改修促進計画等において避難路又は通学路として位置付けた道路のうち、重要路線以外の道路をいう。
- (4) 避難路沿道等 重要路線及び一般路線として位置付けた道路を言う。
- (5) 危険性の高いブロック塀等 国土交通省住宅局建築指導課長通知（平成 3 0 年 6 月 2 1 日付け国住指第 1 1 3 0 号）の別紙 2 <第 1 段階：外観に基づく点検>の結果、不適合が 1 以上あるものをいう。
- (6) 耐震改修工事等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（一般財団法人 日本建築防災協会）」に基づく改修工事

イ 補助金の交付を受けてブロック塀等の除却を行い、当該ブロック塀等にかえて軽量なフェンスその他の安全を確保できるものとして市長が認めるもの

(生け垣を除く。)を設置すること。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の所有者であること。ただし、所有者と親子関係にある者等、市長が特に認めるものについては、この限りでない。
- (2) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 耐震改修工事等を行う危険性の高いブロック塀が、公共事業の補償を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路に面した危険性の高いブロック塀等の除却又は耐震改修工事等を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手したもの
- (2) その他市長が不適正と認めるもの

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額については、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図（付近見取図）
- (3) 施工前の写真
- (4) 計画図（改修工事を行う場合、工事の内容が第2条第6号アに適合していることを示すもの）
- (5) 施工に要する費用の見積書の写し

(6) 危険性の高いブロック塀等の所有者であることが判断できる書類

(7) 危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知（様式第3号）により適正な交付を行うために必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書（様式第4号）に第6条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 施工箇所又は内容を変更しようとするとき。

(2) 経費の額を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認通知書（様式第5号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 請負契約書等の写し

(2) 事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真

(3) 施工業者の請求書及び領収書の写し

(4) 廃棄物管理票の写し (E 票)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査のうえ、不適正と認めたときは、補助金交付決定者に改善の指導を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により完了実績報告書を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金確定通知書 (様式第 7 号) により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助金交付決定者は、前条の確定通知を受けた日から起算して 10 日以内に甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金支払請求書 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、工事等業務の契約を締結した施工者等に委任する場合 (以下「受領委任払」という。) は、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金受領委任払請求書 (様式第 9 号) によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による工事等業務の契約を締結した施工者等に補助金の交付があったときは、補助金交付決定者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不適正と認められるとき。

(4) 補助事業を受けた設置した軽量フェンス等について、概ね 10 年以内に除却するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく指導に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金額
除却	重要路線の除却工事及び処分に要する経費	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、30万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 補助対象経費 (2) 撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、2万5,000円を乗じて得た額
	一般路線の除却工事及び処分に要する経費	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、20万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 補助対象経費 (2) 撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、1万5,000円を乗じて得た額
耐震改修工事等	重要路線の改修工事等に要する経費	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、30万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 補助対象経費（ブロック塀等の除却を行い、当該ブロック塀等に換えて軽量なフェンスその他の

		安全を確保できるものを設置する場合は、それぞれの経費を合算した額とする。) (2) 耐震改修工事等を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、2万5,000円を乗じて得た額
	一般路線の改修工事等に要する経費	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、20万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 補助対象経費（ブロック塀等の除却を行い、当該ブロック塀等に換えて軽量なフェンスその他の安全を確保できるものを設置する場合は、それぞれの経費を合算した額とする。) (2) 耐震改修工事等を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、1万5,000円を乗じて得た額

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業区分（次のいずれか 1 つを○で囲む） 撤去 改修

2 工事概要 事業計画書のとおり

3 工事費等

（１）工事費 円

（２）補助申請額 円

※添付書類

事業計画書（様式第 2 号）

位置図（付近見取図）

施工前の写真

計画図（改修工事を行う場合、工事の内容が第 2 条第 4 号アに適合していることを示すもの）

施工に要する費用の見積書の写し

危険性の高いブロック塀等の所有者であることが判断できる書類

・固定資産税納税通知書（写し） 又は名寄帳（写し）

危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類

その他市長が必要と認める書類

・市税に未納がないことの証明書

様式第2号（第6条第1号関係）

事業計画書

申請者	住所	
	氏名	
1 事業の区分	☐ 撤去 ☐ 改修	
2 工事の内容	撤去・改修 延長： m 高さ： m 厚さ： cm 塀の種類：	
3 所在地		
4 工事請負人		
5 事業に要する経費		
6 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日	
7 添付図書	撤去	位置図、施工前の写真、見積書の写し等
	改修	位置図、施工前の写真、計画図、見積書の写し等
備考		

第 号
年 月 日

様

甲州市長 

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 所在地
- 3 事業区分 撤去 改修
- 4 交付の条件
 - (1) 施工箇所・経費の額の変更、撤去改修促進事業を中止又は廃止しようとする場合は承認を得なければならない。
 - (2) 撤去改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は撤去改修促進事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の収支を証する書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
 - (4) 改修により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部について市への納付を命じることがある。
 - (5) 改修により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業について、下記のとおり変更したいので、甲州市ブロック塀等安全確保支援事業費補助金交付要綱第8条の規定より申請します。

記

1 所在地

2 事業区分（次のいずれか1つを○で囲む） 撤去 改修

3 事業内容

（1）変更の理由

（2）変更後の撤去・改修工事費

円

（3）変更後の補助金の額

円

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長 印

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書を審査したところ、適正と認められるので、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 所在地

2 事業区分 撤去 改修

3 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業が完了したので、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 所在地

2 事業区分（次のいずれか 1 つを○で囲む） 撤去 改修

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1）請負契約書等の写し
- （2）事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真
- （3）施工業者の請求書及び領収書の写し
- （4）廃棄物管理票の写し（E 票）
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長 印

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付の決定をした甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について、下記のとおりその額を確定したので、甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 所在地

2 事業区分 ・ 撤去 ・ 改修

3 交付確定額 円

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金支払請求書

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 所在地

2 事業区分（次のいずれか一つを○で囲む） 撤去 改修

3 支払い請求額 円

4 振込先

振込先 金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 店	
預金種別	当座 No	フリガナ	
	普通	預金口座 名義	

年 月 日

申請者
住 所
氏 名
電話番号

甲州市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第12条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 所在地
- 2 事業区分（次のいずれか一つを○で囲む） 撤去 改修
- 3 支払い請求額 円
- 4 受任者

施工者等名	
代表者	印
所在地	

振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協		店
預金種別	当座 No 普通	フリガナ		
		預金口座 名義		